○年○月○日

各理事あて提案書・同意書例

理事各位

社会福祉法人○○○
理事長　○○　○○

理事会の決議の目的である事項の提案等について

社会福祉法第45条の14第９項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の規定（理事会の決議の省略）に基づき、下記のとおり理事会の決議の目的である事項（議案）を提案いたします。

理事の皆様におかれては、議案の内容をご検討いただき、当該全議案に同意いただける場合には、別紙「理事会決議事項についての同意書」に記名押印の上、本会へご返送いただきますようお願い申し上げます。

なお、同条及び定款第○○条第○項の規定に基づき、当該全議案について理事の皆様全員から同意をいただけた場合であって、監事の皆様全員から異議の申し出がなかった場合には、当該議案を可決する理事会の決議があったものとみなし、理事会を開催しないこととさせていただくことを申し添えます。

記

１　提案事項

第○号議案　　○○○○

議案の概要　　○○○○○○○○

第○号議案　　○○○○

議案の概要　　○○○○○○○○

２　同意書の送付について

○年○月○日までにご送付いただくようお願いいたします。

３　連絡先

社会福祉法人○○○　（担当：○○）

電話　○○○○－○○－○○○○

【社会福祉法】

（理事会の運営）

第45条の14　理事会は、各理事が招集する。ただし、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その理事が招集する。

2～8　（略）

9　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条の規定は理事会の招集について、同法第96条の規定は理事会の決議について、同法第98条の規定は理事会への報告について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律】

（理事会の決議の省略）

第96条　理事会設置一般社団法人は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができる。

理事会決議事項についての同意書

私は、社会福祉法第45条の14第９項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の規定（理事会の決議の省略）に基づき、○年○月○日付書面にて提案のありました下記の提案事項の全てについて同意します。

記

【提案事項】

第○号議案　　〇〇〇〇

議案の概要　　〇〇〇〇〇〇〇〇

第○号議案　　〇〇〇〇

議案の概要　　〇〇〇〇〇〇〇〇

社会福祉法人○○○

理事長　○○　○○　様

　　　年　　　月　　　日

　　理事　　　　　　　　　㊞

○年○月○日

各監事あて提案書・異議がないことの確認書例

監事各位

社会福祉法人○○○
理事長　○○　○○

理事会の決議の目的である事項の提案等について

社会福祉法第45条の14第９項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の規定（理事会の決議の省略）に基づき、下記のとおり理事会の決議の目的である事項（議案）を提案いたします。

監事の皆様におかれては、議案の内容をご検討いただき、当該全議案に異議がない場合には、別紙「理事会決議事項についての異議確認書」に記名押印の上、本会へご返送いただきますようお願い申し上げます。

なお、同条及び定款第○○条第○項の規定に基づき、当該全議案について監事の皆様全員から異議の申し出がなく、かつ理事の皆様全員から同意をいただけた場合には、当該議案を可決する理事会の決議があったものとみなし、理事会を開催しないこととさせていただくことを申し添えます。

記

１　提案事項

第○号議案　　○○○○

議案の概要　　○○○○○○○○

第○号議案　　○○○○

議案の概要　　○○○○○○○○

２　異議確認書の送付について

○年○月○日までにご送付いただくようお願いいたします。

３　連絡先

社会福祉法人○○○　（担当：○○）

電話　○○○○－○○－○○○○

【社会福祉法】

（理事会の運営）

第45条の14　理事会は、各理事が招集する。ただし、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その理事が招集する。

2～8　（略）

9　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条の規定は理事会の招集について、同法第96条の規定は理事会の決議について、同法第98条の規定は理事会への報告について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律】

（理事会の決議の省略）

第96条　理事会設置一般社団法人は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができる。

理事会決議事項についての異議確認書

私は、社会福祉法第45条の14第９項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の規定（理事会の決議の省略）に基づき、○年○月○日付書面にて提案のありました下記の提案事項の全てについて異議はありません。

記

【提案事項】

第○号議案　　〇〇〇〇

議案の概要　　〇〇〇〇〇〇〇〇

第○号議案　　〇〇〇〇

議案の概要　　〇〇〇〇〇〇〇〇

社会福祉法人○○○

理事長　○○　○○　様

　　　年　　　月　　　日

　監事　　　　　　　　　㊞